

委員の意見

1. 小江委員の提出意見

2. 中下委員の提出意見

平成 14 年 11 月 7 日

化審法の改正／環境中の生物への影響に着目した
化学物質の審査及び規制のあり方についての意見

化成品工業協会

小 江 紘 司

所用により出席できませんので、以下の通り、意見を申し述べさせていただきます。

1. 生態影響試験の導入

化審法改正に当たって、環境中の生物への影響に着目し、いわゆる生生態影響試験を導入することによって化学物質の影響を最小限に抑えるよう管理して行くことについては、その必要性を充分認識し、賛成する。

具体案については、以下のように考える。

① 試験方法については、諸外国の前例などをふまえて、藻類、ミジンコ類、魚類を対象とした急性毒性試験とする案が適当と考える。

② 試験対象物質の範囲については、諸外国の状況等をふまえて、10 トン超とする案が適当と考える。

③ 審査・規制のスキームについては、管理の効果と効率に十分配慮したものとすべく慎重な検討が必要である。

2. 化審法の機能の向上

改正後の化審法は、求められる機能を最大限に發揮する「真に機能する化審法」

とならなければならない。

① 「機能の発揮」とは、

化学物質の開発を促しながら、最大限の化学物質をこの法律の中に捕捉し、適切に管理する。

② 「手段」としては、

試験実施の段階を複数とし、各段階のハードルに差を設けて（低いハードルから次第に高いハードルへ）試験実施率を高める。その結果として、次々と高くなるハードルを越えていく化学物質を最大化する仕組みとする。

③ 「効果」としては、

試験実施率を高めることによって、最大限の化学物質の特性が把握でき、

- ・データベースの充実 → 審査速度の加速化・効率化
- ・隠れたリスクを最小限に管理
- ・新たな化学物質の開発を促進し、産業の発展・経済の発展に貢献

することである。

④ 現在の化審法は、試験実施の段階を1つに限っているため、「少量新規化学物質」にとどめられることが多く、「新規化学物質」として登録することが奨励される仕組みとなっていない。このため、本来の機能である化学物質特性の把握の障害となり、また、新たな化学物質の開発を矮小化させ、わが国化学産業の持続的発展を阻害しているのではないか。

以上

2002年11月7日

「環境中の生物への影響に着目した化学物質の審査・規制の考え方」に関する意見

中 下 裕 子

1. 基本的認識について

(1) 言うまでもなく、生態系は人類の存続の基盤であり、化学物質政策においてもその保全を目的とすべきは当然である。我が国においては、これまで化学物質管理は専ら「人の健康保護」の観点から行われてきているが、生態系保全の観点を含める必要性があることは既に国際的常識となっており、各国においても生態系保全のための各種規制が導入・実施されているのが実情である。遅きに失したとの感が否めないが、今般、化学物質の審査・規制制度においても生態系保全のための取り組みに着手することは大変意義のあることであり、大賛成である。早急に法改正を含む法整備を行うべきである。

その際、各国に遅れて導入するのであるから、諸外国の実践に学びつつ、国際的水準に照らし遜色のないものであるにとどまらず、世界の最先端の内容のものを目指すべきである。世界に先駆けて化審法を制定した我が国の気概を、今一度喚起し、国際社会に示すべき時である。

(2) 化学物質管理政策における事前審査及び製造等の規制制度の占める役割は極めて重大であり、早急に事前審査・製造規制制度（化審法）に生態系保全の枠組みを導入すべきである。

もちろん、入口規制のみならず、化学物質のライフサイクルの全体にわたって生態系保全を考える必要があることは言うまでもないことである。そのためには、環境基本法を改正し、生態系保全に係る環境基準を設定し、排出規制等を講じるべきである。化審法改正のみならず、環境基本法の改正・環境基準の設定にも早期に取り組むべきである。

(3) 「生態系が健全な状態で存在していることそれ自体に価値があること」は環境基本

計画にも明記されているとおりである。つまり、人の健康の保護と生態系の保全とは、同列で守られるべき法的利益に他ならないのである。したがって、規制のあり方についても、基本的に人の健康保護と同列に扱うべきである。

(4) 化学物質による生態系の影響については、因果関係も含めて科学的に不確実性が存在することは否定できないが、だからといって規制の導入を回避すべきでないことは、近年、国際的な共通原理となっている予防的アプローチの趣旨からも当然である。科学的知見の充実に努めながら、予防的な方策を実施すべきである。

2. 審査・規制の考え方について

(1) 既に国際的に活用されている生態毒性試験を用いて一定の評価を行うことは賛成である。

その場合、生産者・一次消費者・二次消費者等の機能で区別してそれぞれに対応する生物種をモデルとして用いること、試験実施の容易性・国際的整合性を勘案して藻類・ミジンコ類・魚類の急性毒性試験をベースセットとするることは、現状では一応合理性があると思われる。

しかし、化学物質の毒性についての種差の大きさを考えると底生生物や、両生類、鳥類などの試験も追加的に求められるような制度を設ける必要がある。

(2) 前述のとおり、人の健康保護と生態系の保全とは同列に扱うべきであるから、現行化審法の「指定」・「一特」・「二特」の規制を生体毒性物質にも適用すべきと考える。今回のたたき台の趣旨が現行化審法の規制と同様の規制を講じることを意味しているのであれば、提案に賛成である。予防的アプローチに立脚し、たとえ科学的不確実性があっても、直接規制を講じることが求められている。

(3) 「指定物質」の規制については、現行法では単なる生産量の届出のみで、リスク削減措置としては不十分と言わざるを得ない。消費者の選択を可能にするように表示

を義務づけるとか、少なくとも、M S D S の交付やリスク関連情報、追加データの届出を義務づけるなどの規制強化が必要である。

また、「指定」→「二特」の判定基準を明確化し、判定プロセスの透明化とプロセスへの市民・N G O 参加を保障する必要がある。

(4) たたき台では、「生活環境に係る動植物への被害を生ずるおそれがあるもの」については直接規制を導入するものとしているが、前述のとおり、人の環境との関わり如何にかかわらず、生態系それ自体を保全する必要があるのであるから、このような「生活環境に係る動植物」に限定すべきではない。現行環境基本法の下での当面の苦肉の策というのであれば、やむを得ない面もあるが、少なくとも法の運用にあたっては、全ての動植物を対象とするよう配慮すべきである。また、できるだけ早期に環境基本法を改正し、真正面から生態系保全のための枠組みを整備する必要があることは既述のとおりである。

(5) 既存化学物質についても、生態毒性を点検して管理・規制を行うべきは当然である。なお、人の健康への影響も含めて、既存化学物質の安全性点検の方策を抜本的に見直す必要があると考えるが、この点については改めて次回に意見を申し上げたい。

(6) 良分解性物質についても、大量に使用されるものは環境中に残り、生態系に影響を及ぼす可能性があるので、規制の対象とする必要がある。もし化審法の枠組みでの規制が難しいというのであれば、他の方策も検討し、ともかく生態系保全のために何らかの対応策を講じるべきである。

(7) 例えば、有機スズ、ノニルフェノールなどの内分泌搅乱化学物質による野生生物への影響も確認されているのであるから、内分泌搅乱作用のチェックシステムについても早期に化審法に導入すべきである。